

会計年度任用職員制度施行に伴う臨時・非常勤職員の地位及び待遇改善を求める意見書

2016年に実施された総務省の調査によると、地方自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で64万人との結果が出ており、現状では自治体職員の3人に1人が臨時・非常勤職員である。その職種は一般行政職のほか、保育士や看護師などの専門職が多岐に渡り、多くの職員が恒常的な業務に就いているため、地方行政の重要な担い手として欠かせない存在となっている。

このような状況の中、2017年5月に地方公務員法及び地方自治法が改正されたことで、新たに「会計年度任用職員」制度が導入された。このことにより、非常勤職員が法的に位置づけられ、職務給の原則に基づいた常勤職員との均等な待遇が求められている。各地方自治体においては、2020年4月の法施行に向けた任用実態の調査や把握のほか、関係条例及び規則等の改正や新たな予算の確保などが必要である。

よって、国においては、行政サービスの質と量の維持、臨時・非常勤職員の待遇改善、任用の安定などの観点から、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 臨時・非常勤職員の賃金・労働条件の改善に必要な地方自治体の財源を確保すること。
- 2 会計年度任用職員への移行にあたっては、現に任用されている臨時・非常勤職員の任用や労働条件が維持されるよう、各地方自治体に対し適切な助言を行うこと。また、人材確保や任用の観点から、引き続き検討を行うこと。
- 3 非正規労働者の格差是正を求める「同一労働同一賃金」に関する法整備の動向を踏まえ、パートタイム労働法の趣旨が会計年度任用職員に反映されるよう、さらなる地方自治法の改正を行うこと。
- 4 「任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営」の原則を堅持するため、本格的業務を担う臨時・非常勤職員を任期の定めのない正規職員として採用する仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 31 年 3 月 22 日

新潟県佐渡市議会議長 猪 股 文 彦